

国際教育研究所学術リポジトリ運用指針

令和4年3月18日

紀要編集会議承認

(趣旨)

1. 国際教育研究所（以下「研究所」という。）は、研究所において産出された研究成果（以下「成果」という。）を収集し、国際教育研究所学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に恒久的に蓄積・保存し、電子的手段によって無償で公開・提供することにより、学術研究の進展に資するとともに地域および国際社会への貢献を果たすものとする。本指針において、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運用)

2. リポジトリの運用は、研究所において行うものとする。

(登録者)

3. リポジトリに成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、「国際教育研究所紀要」（以下「紀要」という。）の執筆者とする。

(登録対象)

4. リポジトリへ登録する成果は、紀要に掲載された研究論文等とする。

(登録及び登録の代行)

5. 登録者は、リポジトリの登録システムを通じて成果を登録することができる。ただし、登録代行は、所要の手続きにより研究所が代行することができる。

(登録された成果の利用)

6. 研究所は、以下の方法によってリポジトリに登録された成果を利用する。
 - (1) 当該成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じ前号の複製物を不特定多数に無料で公開する。
 - (3) 利用・保存のため、必要な複製・媒体変換を行う。
7. 研究所は、リポジトリに登録された成果の利用について、以下のことを遵守する。
 - (1) 前6. 項に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
 - (2) ネットワークを通じて成果を利用する者に対し、著作権・知的財産権及び個人情報保護に係る法令を遵守するよう周知する。

(学術研究成果の著作権と利用許諾)

8. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者のみに帰属している場合、登録者は、研究所に対して前6. 項に掲げた利用を無償で許諾するものとする。
9. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は、前6. 項に掲げた利用を無償で許諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
10. リポジトリに登録する成果の著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者は、前6. 項に掲げた利用を無償で許諾することについて、著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ許諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
11. 成果がリポジトリに登録された後も、著作権は、著作権者の元に留保される。

(学術研究成果の削除・非公開化)

12. 研究所は、以下の場合に、リポジトリに登録された成果を削除又は非公開化することができる。
 - (1) 登録者が、理由を付して削除又は非公開化の申請を行った場合
 - (2) 社会的にみて内容が著しく不適切である場合
 - (3) 登録によって支障が生じると認められる場合
 - (4) その他、紀要編集会議が認めた場合

(登録者の責任)

13. 登録された学術情報等の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

(免責事項)

14. 研究所は、リポジトリに登録された成果を利用することにより発生した登録者又は著作権者の損害について、一切の責任を負わないものとする。

附則

この指針は、令和3年9月1日から施行する。